

# 漢代の市について

佐原 康夫

【要約】 漢代の常設市は官庁や宮殿、官倉など国家の財政支出の行われる場所や、官僚など都市住民の消費支出の集中する場所、また街道の交差点や橋といった交通の要所に発達した。これらの市はそれぞれ固有の起源と立地条件を持っており、必ずしも都市の城郭内にあったとは限らない。この他郊外に散在する聚落に定期市が立つこともあった。こうして都市と都市、また都市と周辺の聚落が経済的に結びついていた。

このような市は、様々な国家の規制を受けていたが、その行政機構は亭の制度に立脚していたと考えられ、この点で唐代と質的に異っている。このような制度は戦国時代、各国で推し進められた富国強兵策の下で次第に整備され、都市の行政機構の一環として重視されるに至った。漢代の市は戦国時代の都市の発展の延長上に位置づけられるものである。

史林 六八巻五号 一九八五年九月

## はじめに

中国史上、戦国から前漢の数百年間は特に商工業の発展の顕著だった時代である。『史記』貨殖列伝に活写される如く、巨富を積み王侯に勝るとも劣らぬ豪華な生活を誇った大商人が各地に輩出し、前代には見られなかった大都市の出現と繁栄が見られたことはよく知られている。

中国古代の商業と貨幣経済の発展は、第二次大戦後のわが国において重要な研究テーマとなり、幾多の研究成果が発表されている。まず商品生産の代表としての手工業生産については、佐藤武敏氏<sup>①</sup>、影山剛氏<sup>②</sup>らの詳細な研究により、銅器、

鉄器、塩、布、漆器などの生産過程が明らかになりつつある。次いで商業と商人の実態については、研究の方向に二つの傾向がある。一つは貨殖列伝などを手掛りに当時の商業の性格を追求する方向で、宇都宮清吉氏<sup>③</sup>や影山剛氏の研究に代表される。他方は主として商人の身分の問題を通じて国家権力と商人の関係の究明を目指す方向であり、美川修一<sup>⑤</sup>、紙屋正和<sup>⑥</sup>、山田勝芳<sup>⑦</sup>の諸氏による市籍論争が記憶に新しい。

このように中国古代の商工業については様々な角度から研究が重ねられているが、なお解明すべき問題は多く残されているように思われる。その一つは市の問題である。市は言うまでもなく経済的交換の場であり、農民や手工業者の生産物が生産者自身により、あるいは商人の手を経て交換される、流通の出発点である。この点で市は農民や手工業者、商人の経済的活動と利害関係を最も明確に反映する場であると言えよう。また同時に市は交換経済に対する国家の財政的、イデオロギー的政策が具体的に展開される場でもある。その意味で、中国古代の市の歴史的位置を分析することは、中国古代社会の経済的側面のみならず、国家の支配のあり方の分析にもつながり得るのではないだろうか。

このような観点から、小稿では中国古代の市について、その種類や立地条件、市制の分析を行ない、その歴史的展開過程を跡づけてみたい。幸いなことに、漢代の市制についてはすでに宇都宮清吉<sup>③</sup>、佐藤武敏<sup>④</sup>、劉志遠<sup>⑩</sup>、渡辺武<sup>⑪</sup>の各氏による業績が発表されており、様々な手掛りが与えられている。また、文献史料に加えて秦漢の簡牘資料や後漢代の画像磚など出土資料も充実してきている。これら先学の業績や出土資料などを利用して整理と分析を進めたい。

なお、小稿では用語の混乱を避けるため、「市」や「市場」を具体的な意味での「イチバ」を指す語として用い、市の国家的制度を指す語としては「市制」の語を用いることとする。

① 佐藤武敏『中国古代手工業史の研究』（吉川弘文館 一九六二）。

② 影山剛『中国古代の商工業と専売制』（東大出版会、一九八四）第

Ⅲ／Ⅷ章。

③ 宇都宮清吉『漢代社会経済史研究』（弘文堂、一九五五）第三章

西漢時代の都市、第四章 西漢の首都長安、第五章 史記貨殖列伝研究。

- ④ 影山剛前掲書第一、II、X、XI章。
- ⑤ 美川修一「漢代の市籍について」(古代学一五卷三号、一九六九)。
- ⑥ 紙屋正和「前漢時代の商賈と繒銭令」(福岡大学人文論叢二卷二号、一九七九)。
- ⑦ 山田勝芳「中国古代の商人と市籍」(加賀博士退官記念中国文史哲学論集)講談社、一九七九。
- ⑧ 宇都宮清吉前掲書第四章。
- ⑨ 佐藤武敏「漢代長安の市」(中国古代史研究二、一九六五)。
- ⑩ 劉志遠「漢代市井考——說東漢画像磚」(文物一九七三—三)。
- ⑪ 渡辺武「中国古代の市——漢代画像考現学」(月刊百科二六三号、一九八四年九月)。

## 第一章 市の種類と立地

漢代の市はどのようなものであり、そこでどのような商業が行なわれ、どのように管理されていたのだろうか。この問いに答えるためには、考察の前提として漢代の様々な市について性格の分類や立地条件の整理を行なっておかなければならない。本章ではまず漢代随一の大都市である長安の市について分析し、次いでその結果が他の地域にも適合するかどうかを考察したい。

### (1) 長安九市

前漢の首都長安の城内とその周辺の市については、後漢末から曹魏にかけて編まれたと思われる『三輔黄图』に有名な記述がある(以下『黄图』と略称)。現行の六卷本、卷二に見える「長安九市」の条がそれである。この条はいささか読みにくく、宇都宮清吉氏や佐藤武敏氏は何らかの脱誤があるのではないかと疑っているが、その点を差し引いても依然として長安の市に関する最もまとまった記述である。そこでまずこの条を、故陳直氏の詳細な校注を施された『三輔黄图校証』のテキストによって引用しよう。

(A) 『廟記』に云く、「長安の市に九あり、各おの方二百六十六步。六市は道西に在り、三市は道東に在り。凡そ四里を一市と為す。

九州の人を致すは突門に在り。横橋の大道を夾みて、市楼は皆な屋を重ね。」と。

(B) 又た曰く、「旗亭楼は杜門の大道の南に在り。」と。

(C) 又た柳市、東市、西市あり。当市楼に令署あり、以て商賈の貨財、買売貿易の事を察す。三輔都尉これを掌る。

(D) 直市は富平津の西南二十五里にあり。即ち秦の文公造る。物に二価なし。故に直市を以て名と為す。

この記述は前半(A)(B)が『廟記』からの引用、後半(C)(D)が具体的な市の名と位置を紹介する構成をとっている。

まず(A)の部分に見える市は、長安城の北、渭水にかかる横橋(または渭橋、後世中渭橋とも呼ばれる<sup>①</sup>)から突門を通る大道の両側に設けられた市である。突門は横門、光門とも呼ばれ、長安城北面西側の門にあたる<sup>②</sup>。この門は「九州の人を致す」とされているから、各地から長安城に至る大きな街道が城中に入る地点である。前文に見える「道西の六市」「道東の三市」はこの道を規準として見たものだろう。近年の漢長安城の復原研究では、この突門内の市を(C)に見える東市と西市にあてている。西市は恵帝六年(前一八九)に太倉とともに立てられた官設の市である『史記』卷二二、漢興以来将相名臣年表。長安城の城壁はこの前年の九月に完成したばかりだった『漢書』恵帝紀)から、長安城が都城としての相貌を整えた当初から存在した市である。東市については西市のような所伝がないが、しばしば棄市など公開処刑の行なわれる場となったことは諸家の指摘する所である<sup>③</sup>。考古学的調査によれば、城内の西北にあたるこの地域からは銭範や陶俑が数多く発見されており、官営の手工業や貨幣鑄造と関係の深い地域だったようである<sup>④</sup>。これらの点から、東市・西市は長安城の造営とともに城内に設けられた、オフィシャルな性格の強い市だったと考えられる。

次に前引史料(B)について。ここには直接市の存在を示す表現はないが、「旗亭楼」の位置が記されている。これは前文の(A)に見える「市楼」の記述に関連して『廟記』の別の箇所が引用されたものと思われ、『廟記』の原文は(A)とは別の市の記述であったと考えてよい。したがってこの市は杜門の南の大道沿いにあったことになる。杜門は長安城南面東側の門で覆盎門とも呼ばれ、長樂宮に通じていたから、この市は杜門から城外に出た地点にあったと思われる。市の名称は不明

だが、かなり大規模な市であろう。東市・西市が城の西北に偏るため、後から東南部にできた市ではないだろうか。以後この市を便宜上「杜門外の市」と呼ぶことにしよう。

続いて前引史料(〇)に見える「柳市」は後述のように「細柳倉市」を指す。(D)に見える「直市」の位置については、陳直氏が『長安志』を引いて渭橋の北にあたると指摘している。<sup>⑥</sup>

『黄図』にあげられた市は以上だが、この他にも市のあったことが『太平御覽』卷八二七（以下『御覽』と略称）に引く『漢官殿疏』によって知られる。<sup>⑦</sup>以下引用中カッコ内は双行注である。

交門市（渭橋の北頭にあるなり）

李里市（雍門の東にあり）

交道亭市（便橋の東にあり）

細柳倉市（細柳倉にあり）

交門市は渭橋（横橋）を北に渡った地点にあった。とすると前述の直市との位置関係が気になるが、恐らく直市が交門市のさらに北にあったと考えたい。両者の距離などは不明である。李里市は長安城の西面北側の門である雍門の東とされるから、城内にあったことになる。この場合、前述の西市との関係が問題となるが、西市は南北の街路沿いにあり、李里市は東西の街路沿いにあったと考えるべきかと思われる。次いで交道亭市は便橋の東にあったとされている。便橋は便門橋であり、『漢書』武帝紀によれば、武帝の建元三年（前一三八）長安城から茂陵に通じる街道が渭水を渡る地点に作られた橋である。この橋の東側、渭水からは長安城寄りに、この市があったと考えられる。名称から推測すれば、道路の交差点に置かれた亭の付近に発達した市であろう。この市が発達したのは、茂陵の造営と街道の整備の行われた武帝時代以後と考えられる。最後に細柳倉市について。この市は名称の如く官設の穀物倉付近に発達した市である。細柳倉は『黄図』卷六によれば「長安の西、渭水の北」にあり、『元和郡県志』卷一によれば、唐の咸陽県の西郊二十里の地点にあった。『漢

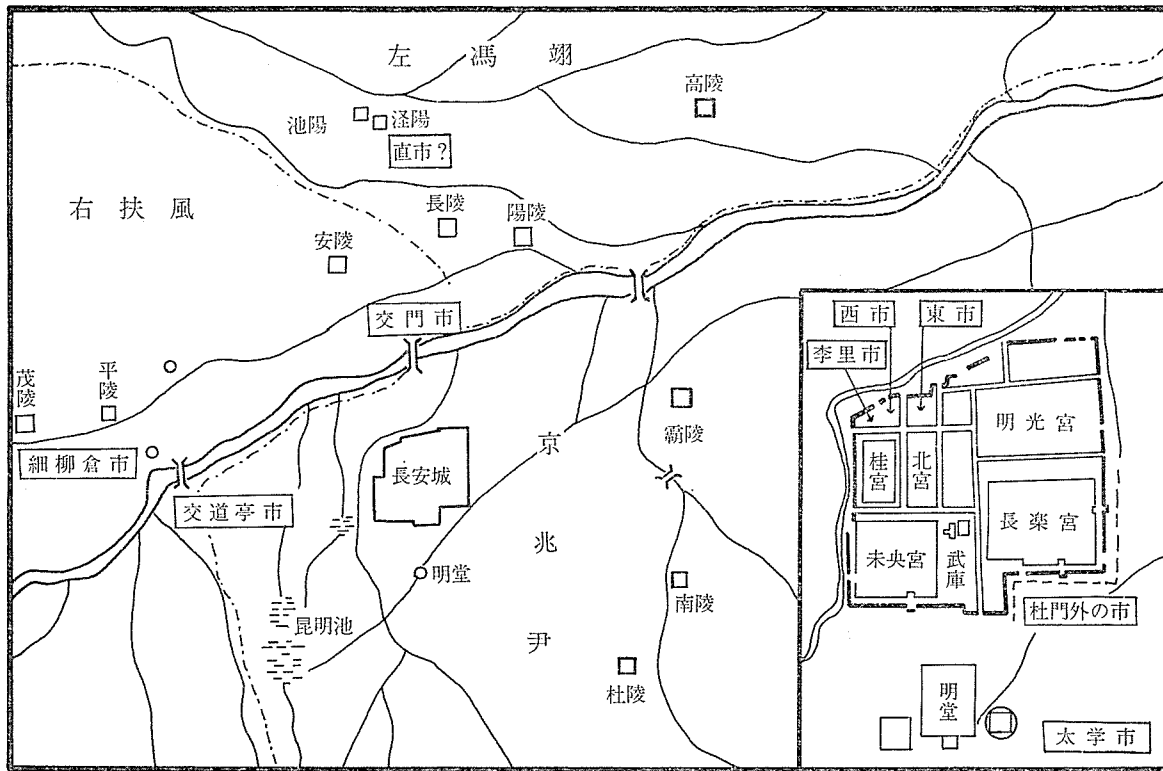


図1 長安城周辺の市の分布

『書』文帝紀には、文帝の七年(前一七三)に將軍となった周亜夫がこのあたりに宿営しており、漢初から存在した官倉のようである。

これらの市の他、『漢書』王莽伝上によれば、平帝の元始四年(後四)に

是の歳、莽奏して明堂・辟雍・靈台を起て、學者のために舍万区を築き、市・常滿倉を作る。制度甚だ盛んなり。

とある。明堂付近に設けられたこの市は、『黄圖』卷五に引く『三輔旧事』に「漢の太学中に市あり獄あり。」と記される太学の市であろう。西市と同じく、官倉とともに設けられている点が注目される。この市の成り立ちについては他にも興味深い史料が伝わっているが、第三節でとりあげることにしたい。

以上、長安とその周辺の市を紹介してきたが、ここで得られた知見を整理しておく。まず市の地理的分布について大まかに地図に記してみると、長安城内西北部に東市・西市・李里市が、また東南城外に杜門外の市と太学の市がある。北の郊外、渭水北岸には交門市、さらに北には直市があり、西の郊外には便橋を挟んで東に交道亭市、西に細柳倉市がある。この分布から見ると、長安城の東部には市が見当らず、西北方面に多くの市がある。本節の初めにあげたように、『黄圖』所引『廟記』に「道西に六市、道東に三市」があったと記されているが、具体的な数はともかく長安城の東側よりも西側に市が多かったことは事実だったと思われる(38頁図一参照)。

次に各市の成立時期と立地条件を簡単に表にまとめると下のようになる。まず成立時期は不明のものが多く、判断しているものだけでも漢初から前漢末年まで様

市名	成立時期	立地条件
西市	惠帝6年	官営手工業など官の財政と関係
東市	?	同上
杜門外の市	上2市より遅れる?	宮殿の財政と関係
李里市	?	?
交門市	?	渭橋の北側、主要な街道沿い
直市	?	?
交道亭市	武帝時代	便橋の東、茂陵との中間点
細柳倉市	漢初?	官倉の付近
太学市	元始4年	常滿倉、博士の舎と併置

様であり、街道の開通（交道亭市）や官署等の大規模化（太学市）といった条件の変化によって次々に新たな市が発達したことがわかる。また、立地条件について見ると、官署や官殿、官倉の付近に発達した市は国家の財政支出や官僚を始めとする住民の生活上の支出に依存していたと思われるのに対し、交門市や交道亭市は街道沿いの橋の近くに発達しており、交通上の条件に立脚していたと考えられる。特に橋は陸路と水路の交点としても扱えられる。漢代の渭水の水運の実態や津の位置はよくわかっていないが、市の交通上の条件に水運の便も加えて考えるべきであろう。

ところで、ここまで述べてきた長安の市はたまたま九箇処となったが、これら以外にも市の存在した可能性は十分ある。『漢書』卷一九百官公卿表上によれば、左馮翊の属官には「長安四市長丞」があった。しかし前述の市の中で左馮翊の管轄下に入り得るものは直市だけであり、名称や位置は不明だがさらに複数の市の存在が推定できる。左馮翊の市の長官は、長安城を治める京兆尹の市の長官が「令」であるのと比較して一ランク下の「長」であるから、市の規模も東・西市より小さかったと思われる。

さらに長安周辺には多くの衛星都市とも言うべき中小都市が存在しており、中には長陵を始め、天下の富豪や高官を移住させて繁栄した陵県が含まれている。これらの都市にも市があったことは間違いない<sup>⑩</sup>。また周辺の諸都市と長安、または諸都市相互を結ぶ交通路には、距離や交通条件によっては交道亭市のような郊外の市が発達したことも想像できよう。このように様々な規模と立地条件を持った市が首都圏たる三輔の繁栄を支えていたのである。

## (2) 地方の市

前節で検討した長安周辺の市の分布や立地は首都ならではの特殊なものだったのだろうか。ここで視点を地方に移して検討したい。

漢代には各地にその地方の商業の中心地として栄えた都市があったことはよく知られている。まず中原では師史をはじめ



め多くの商人の出身地として名高い洛陽がある。<sup>①</sup>山東では臨淄、「市租千金」と言われる商都である。<sup>②</sup>河北では趙の邯鄲、南には河南の宛、さらに四川では成都などがあげられる。これらの都市は司馬遷が『史記』貨殖列伝に記すように、武帝時代にはそれぞれの地方の「都会」として栄えており、王莽時代にも五均司市師が置かれていることから、前漢末までの地位は揺るがなかったと考えられる。<sup>③</sup>

これらの都市で、具体的な市の姿を知り得るのはわずかに成都だけである。漢代の成都付近の市の地理的な位置は不明だが、後漢代の市の模様を表した画像埴が五点ほど知られており、地方の市の情景を今日に伝えている。これらの画像埴の解釈については第二章で論ずることとし、今は成都周辺にも長安に見られるような官の管理する大規模な市が存在していたことを確認しておくにとどめる。

このような大規模な市をはじめとして成都周辺に点在する市については、宇都宮清吉氏が「僮約研究」<sup>④</sup>の中で周到な考察を行なっている。「僮約」は前漢中ごろに成都郊外に小規模な荘園を営んだ王褒が、買い取った奴隷便了に実に様々な仕事を命じた証文の体裁で著した戯文である。その仕事の中には、家事や農耕、家畜の世話などに加えて、周辺の聚落や都市に往来して種々の品物を売買する片手間の商売も記されており、貴重な資料を提供している。その部分を宇都宮氏の校訂に係るテキストによって引用しよう。

綿亭にて席を買い、都・洛に往来しては当に婦女の為に脂沢を求め、小市に販れ。都より帰るに鼻を担い、旁蹊を転出して犬を牽き鶴を販れ。武陽にては茶を買い、楊氏の池中の荷を担え。市聚に往来するに、慎みて姪儻を護り、市に入りては夷躄・旁臥・悪言・醜罵するを得ず。

ここに登場する「都・洛」は宇都宮氏によれば成都・広都・新都の三都を指し、成都周辺の豊かな農業地帯に繁栄した都市である。王褒の奴隷はこれらの都市と荘園を往来しながら、都市の市から化粧品などを仕入れては「小市」で売りさばき、桑や荷を農家から買い入れては都市に売りに行けと命じられている。都市の市では座りこんで油を売るのはもっての

外、商売に励まなければならぬ。手に入れた奴隸をこのように目まぐるしくこき使おうとする主人とうんざり顔の奴隸の対比が全篇を通ずるおかしみである。

「僮約」に記されたこのような商売の様子は、当時の都市と郊外の農業地帯との経済的な関係をよく表している。都市からは化粧品のような都会的な小間物が、逆に農村から都市へは農産物が運ばれて行く。そして都市から運ばれた商品が売られた場所は「小市」であった。恐らくこのような「小市」が都市の郊外に点在して流通の中継地となっていたと思われる。すなわち、成都においても、規模は小さいながら長安周辺と同様、都市の城内や近郊の市と郊外の市が結びついて物資の流通を支えていたのである。

ところで、「僮約」に見える「小市」は都市に見られたように、官の管理する整然たる常設市と同様なものだったと考えてよいだろうか。「僮約」のみからは窺い難いので、他の地方の史料を参考に、農村部の市の様子を探ってみよう。

長安の西約七十kmに美陽県がある。この県に属する郷亭付近では夜間に市が立った。『説文』六篇下に  
邠、周の大王の國、右扶風美陽にあり。邑に从う分の声。幽、美陽の亭即ち幽なり。民の俗、夜をもつて市す。

また『初学記』卷二四に引く桓譚の『新論』に

扶風邠亭部は大王の抛る所と言う。其の人に会日ありて以て相ともに夜市す。もし期を為さずんば、則ち重き災害あり。

と記されている。周の大王の伝説の地であるため、この地の特異な民俗が特に注目されたのであろう。決められた「会日」の夜に人々が集まって交易する定期市である。この点で前節で検討した都市の常設市とは異っている。「会日」を守らないと災害があると信じられていたようであるから、何らかの宗教的背景を持っていたと思われる。あるいは祭礼の夜などに催されたものか。このひなびた定期市は亭、すなわち交通上の要所となる地点に立った市である点で、長安の交道亭市や前引「僮約」に触れられている「綿亭」の立地条件と共通している。さらに亭が漢代の地方行政において地域の治安を掌る役割を担っていたことを考えあわせれば、この定期市が亭吏による監視と警備の対象となったことも推測されよ

う。

このような亭における定期市は山東の魯、曲阜にも見られる。『隸釈』卷一、史晨饗孔廟後碑によれば、

史君、孔瀆・顔母井の市を去ること遼遠、百姓酷買すれども香酒・美肉を得る能わざるを念い、昌平亭下において会市を立つ。

とある。この碑は魯国の相史晨の功績を記念して後漢も末に近い靈帝の建寧二年（一六九）に立てられた碑である。史晨はこの時、孔瀆・顔母井という、孔子や顔回にゆかりのありそうな地に住む人々が、祭祀に用いる酒や肉を入手し難い現状を見て昌平亭下に「会市」を立てたのである。「会市」は邠亭の市と同じく、会日を定めて立つ定期市を意味すると考えられる。この例では、市は官の指導で立てられており、当然亭吏などが立ち会って警備などにあたったと考えられる。またこの定期市の立地条件として、亭を場所とすることに加えて、この地が曲阜の常設市からかなり離れた所であったこともあげられよう。

さらに、このような農村部の市が、自然発生的に発達した例もある。『後漢書』列伝三四張禹伝によれば、章帝の元和三年（八六）に下邳の相となった張禹は、徐県（現江蘇省泗洪県の南）の北界の蒲陽坡付近にあった荒蕪地を開墾し、近隣の郡の貧者がここに定着して千余戸に達したという。この条の李賢注に引く『東觀漢記』には次のように記されている。

『東觀記』に曰く、「禹、巡行して守舎するに、大樹の下に止り、糲を食し水を飲むのみ。後年、隣国の貧人のこれに來歸する者、茅屋草廬千戸、屠酤して市を成す。」と。

この開拓地に入植する者が増え、生活が安定するとともに、張禹の宿った大樹を目印に食肉や酒を売る市が立ったのである。このことは、県治を離れた土地にも、人口の増加や農業生産の発展といった条件が整えば新たな市が発生することがあり得たことを物語っている。史料には直接描かれていないが、この蒲陽坡付近の市も、恐らくは美陽や曲阜の例と同じく定期市だったのではないだろうか。

このように考えれば、前述の成都周辺の「小市」も亭など交通上の要地に立った郊外の定期市だった可能性が高いので

はないだろうか。都市の常設市に頻繁に通うことのできにくい郊外の聚落の中には、交通などの条件から定期市が立って周辺の農民や行商人、あるいは「僱約」の奴隷便了のような人々に利用されるものもあったと考えられる。

以上の検討から、漢代の地方の市は、各都市の内部あるいは近郊の常設市のみならず、都市からやや離れた聚落に発達した定期市も存在し、互いに結びついていたことが明らかになった。しかしこの両者は地理的な条件で定義される固定的な関係だけでなく、定期市から常設市に発展する歴史的な関係も含んでいるのではないだろうか。そこで次に、再び長安周辺の市に立ち戻って考えてみよう。

### (3) 常設市と定期市

『黄図』などから窺われる長安周辺の市は、規模の差こそあれすべて官の管理する常設市であったと思われ、成都や曲阜周辺に見られた定期市とは異っていた。しかし長安には定期市が存在しなかったとはもちろん言い切れない。この点で手掛りとなるのが、前に保留しておいた太学の市である。

太学の市については今本『三輔黄図』に具体的記述は見られないが、様々な類書に引く『黄図』逸文に詳しい記述がある。ただし類書の引用には節略や書き換えが多いので、諸書を校合して用いる必要がある。まず『御覽』卷五三四に引く『黄図』の逸文を基本として原文を可能な限り復原してみよう。

- (A) 礼、小学は公宮の南にあり、太学は城の南にあり。陽位に就くなり。城を去ること七里、王莽宰衡たりて靈台を起つ。……
- (B) 此の外に博士の舎三十区を為りてこれを周環す。此の東を常満倉と為す。
- (C) (倉)の北を会市(槐市?)と為す。ただ槐樹数百行を列ねて陰と為し、牆屋なし。諸生朔・望に此の市に会し、各おの其の郡の出す所の貨物、及び経書の伝・記、笙・磬の楽(器)を持ちて相ともに買売す。鬻鬻として揖讓し、或いは槐下に論議す。
- (D) 其の東を太学の官寺と為す。門の南、出でては令・丞の吏を置きて姦を詰し辭訟を究理す。

引用文中のカッコ内の文字は『芸文類聚』卷三八によって補った。この市を『御覽』は「会市」に、『類聚』は「槐市」に作るが、どちらが正しいか定めがたい。さらに『黄図』逸文は『御覽』卷八二七にも見られる。

元始四年、明堂・辟雍を長安の南北に起て、会市を為る。ただ槐樹數百行を列ねて陸と為し、牆屋なし。

(四) 又た方市の闕門・周環・列肆を為り、商賈はこれに居る。都商亭はその外にあり。

この記事は節略が甚しいので、後半部(四)の記述が『黄図』原文のどこに入るべきか判断に苦しむ。文脈から見て前引記事の(C)と(D)の間に入るかも知れない。

この『黄図』逸文の内容を見ると、(A)は太学全体の位置の説明、(B)は博士の舎と常満倉の位置の説明である。(C)、(E)は太学の市の記述にあてられている。この内容は前引『漢書』王莽伝の記事で「舎万区」、「市」、「常満倉」を作ったとされる点と対応している。ただし『漢書』の「舎万区」は大きな数字であろう。また、(D)の内容は今本『黄図』に「太学中に市あり獄あり」とされる獄にあてはまる。したがって、『黄図』逸文から復原した(A)から(E)の記事は、漢の太学の説明としてほぼ要点を尽していると見てよい。

この太学の市は、月二回、朔と望に諸生が槐樹並木の広場に集う青空定期市であった。彼等の多くは各地から長安に游学していた者たちで、それぞれが出身地の産物や経書の伝ついでや記といった書籍類(恐らく自分で筆記したものもあっただろう)、また楽器などを持ち寄って売買したのである。儒生らしく礼儀を正し、時には槐樹の下で議論が始まることも見られた。しかし、この定期市の参加者は太学の学生などに限られたらしく、一般の商人は広場の傍らに別に設けられた「方市」に居た。こちらは対照的に、周囲を牆で囲み、門を設けた中に列肆が並ぶ典型的な官設の常設市で、その外には「都商亭」が置かれて市の管理にあたっていた。王莽が元始四年に造った市は恐らくこの「方市」であろうと思われる。なぜならば、官が常設市の他にわざわざ特別に物々交換用のスペースを作ったとは考えにくいからである。つまり太学の市は、結果的に官設の常設市と、その傍らに自然発生的に出現した定期市の双方を含む複合的な市となったのだと思われる。これは一

見奇異な現象であるが、この定期市の持つ特殊な条件を考慮しなければならぬ。すなわち定期市では一般の市では手に入れにくい書籍や楽器、各地の特産品が交換、あるいは売買されるという事情に加えて、恐らく儒生ともあろう者が市で商売のまねごとをするわけにはいかぬという一種のプライドも作用していたように思われる。

太学の市の例は、このように特殊な、しかも唯一の事例ではあるが、長安周辺においても条件によっては官設の常設市以外に定期市が自然発生的に立つこともあったことを示している。翻って考えてみると、長安周辺の市、例えば茂陵と長安の中間点に発達した交道亭市などは、特に大きな聚落にあったのではなく、街道沿いの亭に発達した市である。この市が常設市となる以前の段階で、成都や曲阜の例と同じく亭に立つ定期市としての前史を持っていたと考えることもできるのではないだろうか。少なくとも長安周辺の常設市が必ずしも計画的・行政的に設けられた市ばかりであったとは限らないことは指摘しておくべきだろう。そして邠亭や曲阜などの事例から考えると、小規模な定期市では亭吏が臨時に警備などにあたる程度の国家の関与しかなかったと思われるのに対し、常設市では国家の関与は飛躍的に強化され、牆壁に囲まれて門を設けた空間に整然と列肆が配置されて官署も置かれるようになる、という顕著な相違に気づく<sup>16</sup>。すなわち市は、多くの商人や手工業者がそこで生業を営むような常設市において最も顕著に、国家の強い規制を受けるのである。

漢代の常設市が、様々な起源と立地条件を持つにもかかわらず、閭閻や市樓、列肆など共通の行政的枠組を持っていたことは、国家が次々に発展してきた市を画一的な行政の枠の中に取り込もうとしたことを示しているように思われる。自然発生的な市は、その発展の過程のある段階、恐らく常設化される段階で、いわば国家による「囲い込み」を受け、その結果として長安の東・西市のように都市造営と同時に設けられた官設の市と同一の制度的体系の中に位置づけられるに至ったのではないだろうか。それ故に、漢代の常設市の位置が必ずしも城内に限られず、またその地域における分布にも偏りが見られるという現象が生じたと考えられる。さらに、都市の城内や近郊の常設市は比較的離れた聚落などに立つ定期市などと密接に結びつき、これらの市が全体として都市を中心とした小市場圏を形成していたと考えられる。市は常設市

を頂点とし、小規模な定期市などを裾野とする地域的広がりの中に位置づけられるのである。

では、このような常設市を中心とした小市場圏において、どのような商業が展開されたのだろうか。また、国家はどのように市を規制していたのだろうか。これが次の課題である。

- ① 孫徳潤・李纓成・馬建熙「渭河三橋初探」《考古与文物叢刊第三号、陕西省考古学会第一屆年會論文集 一九八三》
- ② 『黄図』卷一、都城十二門  
長安城北出西頭第一門曰橫門。『漢書』麗上小女陳持弓走入光門、即此門也。門外有橋曰橫橋。  
『水經注』卷十、渭水注  
又曰光門、亦曰突門、北出西頭第一門、本名橫門。  
③ 例えば『史記』一〇一、鼂錯列伝によれば、彼は「朝衣を衣て東市に斬」せられた。
- ④ 俞偉超「漢長安城西北部勘査記」(考古通訊一九五六―五)
- ⑤ 『黄図』卷一、都城十二門  
長安城南出東頭第一門曰覆盎門、一号杜門。……又曰端門、北対長菜宮。
- ⑥ 陳直『三輔黄図校証』卷二、長安九市条。前引注①論文によれば、渭橋と呼ばれる橋は、横橋の他にもあり、景帝五年に陽陵に通ずる橋として作られた「渭橋」もあった(『史記』孝景本紀)。しかし文獻に「渭橋」とのみ記されている場合、ほとんどの例が横橋を指しているので、この場合も横橋の北と解釈したい。
- ⑦ 『漢宮殿疏』とは諸書に引用される『漢宮闕疏』と同一の書であるう。
- ⑧ 『黄図』卷一、都城十二門条。
- ⑨ 漢代の官吏は、勤務期間中は官の舎に住み、洗沐などと呼ばれる法定の休暇に外出が許された。50～51頁の宋忠と賈誼の例を参照。また、『漢書』六六、楊惲伝によれば、郎官は金銭を出しあい、係を決めて休暇を取って買い出しに行っていた。その係を「山郎」と呼んでいたようである。漢代の官吏の勤務規定については大庭脩「漢代の官吏の勤務と休暇」(『秦漢法制史の研究』第四篇第七章)参照。
- ⑩ 一例をあげれば、『漢書』九七、外戚伝上、孝景王皇后条に、彼女の娘の家が「長陵の小市」にあったとされている。
- ⑪ 『史記』一二九、貨殖列伝  
周人既織、而師史允菑、軫轂以百數、賈郡國無所不至。洛陽街居在齊・秦・楚・趙之中、貧人學事富家、相矜以久賈、數過邑不入門。
- ⑫ 『史記』五二、齊悼惠王世家  
主父偃方幸於天子用事、因言、「齊臨淄十万户、市租千金。人衆殷富、巨於長安。此非天子親弟愛子、不得王此。……」
- ⑬ 『漢書』二四、食貨志下  
遂於長安及五都立五均官、更名長安東西市令及洛陽・邯鄲・臨淄・宛・成都市長皆為五均司市師。
- ⑭ 宇都宮清吉前掲書第九章。
- ⑮ 現行本『黄図』卷五、太学の条では、「漢太学在長安西北七里」とあり、逸文の記述と矛盾する。明堂などの遺蹟は漢長安城の南にあり、逸文の記述の方が正しい。しかしこの位置は唐長安城から見れば西北にあたる。つまり現行本の記述は唐長安城を起点として漢の太学の位置を説明したものである。現行本『黄図』には、この例のようにしば

しは後世の記述が混入しており、注意が必要である。

⑬ 『後漢書』列伝一、劉盆子伝に「(光武)帝憐盆子、賞賜甚厚、以爲趙王郎中。後病失明、賜祭陽均輸官地、以爲列肆、使食其稅終身。」

とあり、官が市を新設する場合に「列肆を爲る」ことが伴ったことがわかる。

## 第二章 市の風景

### (1) 市のプラン

漢代の都市の常設市のプランについては、文献に散見する記載と四川省成都付近出土の後漢代の画像埴を照合するとかなり具体的なイメージが得られる。まず市の空間的枠組を、劉志遠氏の有名な研究<sup>⑭</sup>によって紹介しよう。

すでに前章でも触れたように、官の管理する常設市は、四方を牆壁で囲まれていた。この牆壁を「闕」という。闕は環に通じ、「とりかこむ」ことである。<sup>⑮</sup> 闕に設けられた市の門を「闕」と呼ぶ。『説文』十二篇上に「闕は市の外門なり」とある。『文選』卷四、蜀都賦に「闕閭の裏は伎巧の家百房を離ち、機杼相和す。」と言われるように、闕閭の中が商工の民のなりわいの場であった。市の内部は同じく蜀都賦に「市廛の会する所は万商の淵。陸を列ぬること百重、肆を羅ぶること巨千。」とあり、市廛・陸・肆があったことがわかる。市廛とは「市物の邸舎」(『礼記』王制、鄭注を指し、一種の商品倉庫である。陸は「列肆の道」(『文選』卷一、西都賦薛綜注)、肆は唐代の行にあたる、商品ごとに分れた店舗の列を指す。<sup>⑯</sup> さらに市全体を管理する役所があり、高い楼を設けて市内を監視していた。これが「旗亭」あるいは「市亭」、「市楼」と呼ばれる官署である。旗亭は後述の画像埴に見られるように市の中心に置かれることもあったが、長安の太学の市のように闕閭の外に立つこともあったようである。『文選』卷二、西京賦に「旗亭は五重、百陸を俯察す」とある。

文献に見えるこのような市の様子は、具体的に絵画によって確かめることができる。劉志遠氏の紹介した成都西郊出土の画像埴がそれである(図二参照)。この図は四方を牆壁で囲まれ、門が設けられた市の鳥瞰図で、上端の門には「北市門」、



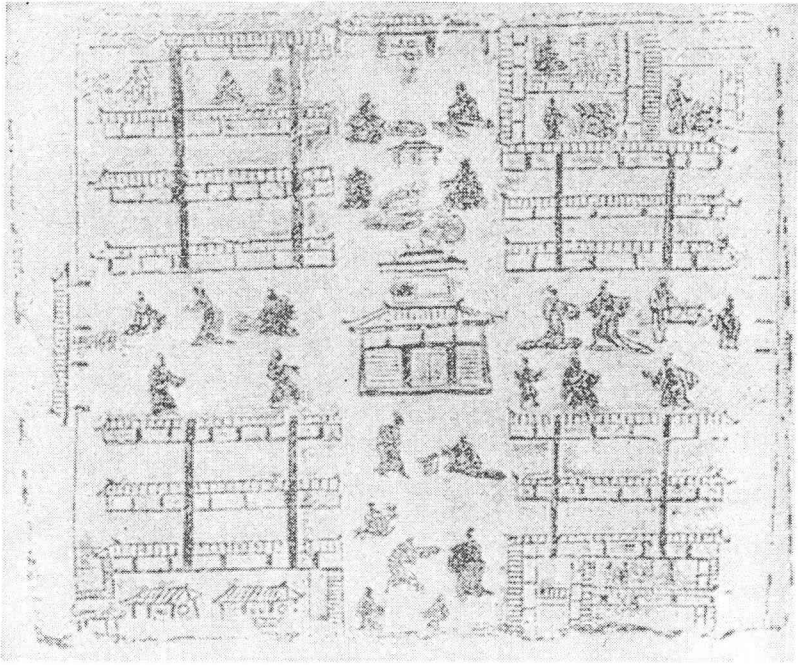


図2 成都市西郊出土画像埴 (劉志遠他『四川漢代画像埴与漢代社会』59頁)

左端の門には「東市門」と記されている。門と門を結ぶ大道が市内を十文字に区切り、その中心に市楼がある。二層に分れた市楼の上層には大鼓がかげられており、恐らく市の開閉の合図に使われたものだろう。<sup>④</sup> 市楼と北市門を結ぶ大道上にも小さな建物が見えるが、これが役所なのかどうか判断としない。大道に区切られた四つの区画には、それぞれ東西に三列の長屋がある。これが列肆である。大道及び列肆の間の道は隧にあたるだろう。市の西南の隅にある二棟の建物は倉庫だろうか。また東北の隅の、列肆とは別種の建物は、内部にいる人物の様子から見て、市楼とは異なる役所のように思われる。

この市井画像埴が、成都付近のどこの市を表したものは不明だが、『文選』などに見える長安や成都の市の記述と非常によく符合する。このことは、官の管理する市が全国にほぼ共通する画一的なプランを持っていたことを示している。あるいは律に定められた規定があったのかも知れない。以上を確認した上で、次に市における営業形態を探ってみよう。

(2) 市における営業形態

四川省成都付近出土の画像埴には、市における売買の場面を描いたものが四点ほどあるが、中でも彭県で出土した画像埴は描かれた人物の数が最も多く、市内の営業の様子をよく伝えている。今これを図三として掲げよう。ここに描かれるのは、成都西郊出土のものに描かれる市よりも小規模な市の風景である。画面は三段に分れ、中段左端には大きな扉をつけた「市門」、中段右端にも同様の門があって「南市門」と記され、双方とも人がそこをくぐって市に入る所である。左側の門の上には建物が描かれている。その中にはかまどや壺があり、中に居る人物が外の敷き物の上に座る人物に何か差し出している。これは飲食店であろう。右側の門の上下にも同様の建物があって、それぞれ対座する人物がおり、右側の人物が左側の人物に手を伸して何か渡そうとしている。客を敷物に座らせている点、左側の建物と共通するから、これも飲食店の類かと思われる。これらの建物は列肆、すなわち前引図二に見える長屋のような店舗にあたるだろう。

列肆で営業した店舗については、文献にも見出せる。『史記』卷一二七、褚少孫補日者列伝に

司馬季主は楚の人なり。長安の東市に卜す。宋忠は中大夫たり。賈誼は博

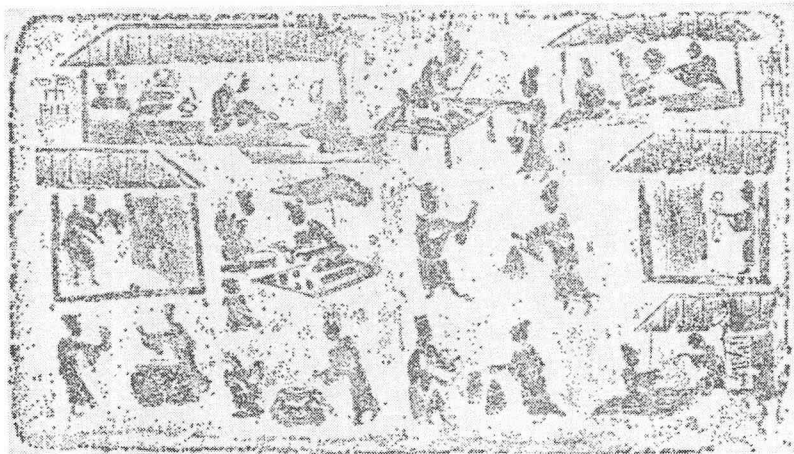


図3 彭県出土画像埴(考古1983—10)

士たり。日を同じうしてともに洗沐に出づ。……二人即ち與を同にして市に之き、卜肆の中に遊ぶ。天新たに雨ふり、道に人少なし。司馬季主間坐し、弟子三四人侍す。

とあり、長安東市に卜肆のあつたこと、これが道に面しており、店舗には司馬季主とともに弟子が三・四人いるスペースのあつたことが知られる。また画像塚に見られる飲食店については、司馬相如の例が有名である。『史記』卷一一七の本伝に

相如ともに臨邛に之き、尽くその車騎を売りて一酒舎を買い、酒を酤る。而して（卓）文君をして釀に当らしめ、相如は身自ら釀鼻禪を著て保庸と雜作し、器を市中に濼う。

とあり、卓文君と駆落した司馬相如は車騎を売って臨邛の市内の酒舗を手に入れている<sup>⑤</sup>。また酒舗については、『韓非子』外儲説右上に次のような小話がある。

宋人に酒を酤る者あり。升概甚だ平、客を遇すること甚だ謹、酒を為ること甚だ美、餼を縣かくること甚だ高著。然れども售れず、酒酸し。其の故を怪しみ、その知る所に問い、長者楊倩に問う<sup>⑥</sup>。倩曰く、「汝の狗猛なるか。」と。曰く、「狗猛なれば則ち何の故にして售れざるか。」と。曰く「人畏るればなり。或ひと孺子をして錢を懷にし壺毒を挈えて往きて酤わしむれども、狗遯かえてこれを甦む。此れ酒の售れざる所以なり。」と。

この話に出てくる宋人の酒舗は、いわば造り酒屋で、小銭と壺を持った子供がお遣いで買いに来るような店である。宣伝のノボリを立てている点も興味深い。この話は、市中に酒屋が当り前に見られる状態でなければ聞く者の関心を惹かなかつたであろうから、戦国末ごろにはどこの市でも大小の酒屋が営業していたと考えられよう。いま一つこの話で注目される点は、このいささか問の抜けた酒屋が知人に尋ね歩いた末に「長者」の楊倩なる人物に相談に行った点である。「長者」は寛任大度を尊敬される人格者だが、この時代しばしば任俠の親分でもあつた<sup>⑦</sup>。長安の細柳倉市を牛耳っていた「城西の子夏」こと万章のように、この楊倩も市を繩張りとした任俠の親分だったのでないだろうか。

さらに酒舗については、最近甘肅省武威で出土した漢簡に、成帝時代の令として、男子のない老夫妻は市での売買はもちろん、酒も無税で売ることを許可する内容のものがある。<sup>⑨</sup>酒舗に限らず列肆で営業する者には税が課せられたことは当然考えられる。

さて、前引の図二、三の画像埴には、列肆の建物で営業する店舗とは異った売買のようすが描かれている。すなわち、市内の路上での売買である。まず図三には、建物の外の路上で売買する人物が十三人描かれている。上段の建物の間では、縁台のような足つききの台の上に座った人物が手に長い棒のような物を持っている。あるいは天秤ばかりか。前に立つ人物も手に何か持ち、右手を差し出している。こちらは客だろう。中段左側、市門を入った所には、敷物に座って品物を積み上げ、背後に傘のようなものを立てた人物と、その左側に円盤形の容器を持った人物が見える。この二人に相對して座る人物もいる。この三人は何をしているのかよくわからない。その他は二人ずつが向かいあってそれぞれ手に持った物の値段の交渉でもしているらしく見える。特に下段左から三人目の座った人物は、前に立つ人物にかごに入った鳥を売ろうとしているようである。

このように、路上で品物を持って立ち、あるいは座って道行く人に声をかける物売りのようすは、前出図二にも多数描かれている。図二の方では、何を売っているのかまでは見えないが、道の両側に分れて座ったり立ったりして人の袖を引いている様子がわかる。これらは市内の路上での営業であり、決まった店舗での営業ではない。前章で検討した「僮約」の中で、市ではすわりこんだり寝そべったりしてはならぬという部分があったが、これは市内の路上での商いを指していると考えれば納得が行く。

このように、市の中に店舗での営業と路上での営業の二種類の営業形態が見出されることには、恐らく現実的な根拠があったと思われる。市には酒屋のように店舗に定着して商売を営む商人（坐賣）の他、他地から訪れる行商人（客商）や自己の生産物などを売りに来る農民などがおり、後者の場合市に店舗を持っていたとは考えられない。また定着した商人につ

いても、必ずしも店舗を持ったとは限らないだろう。市は売りたい物、買いたい物のある不特定多数の人々の出入りする場所である。特定の建物で営業する店舗に加えて路上にも様々な物売りが居たのはむしろ当然であろう。

『後漢書』列伝七三、逸民伝によれば、

韓康字は伯休、一名は活休、京兆霸陵の人。家は世々著姓なれども、常に薬を名山に採り、長安の市に売る。口に二価せざること三十余年。時に女子の康より薬を買うあり。康価を守りて移らず。女子怒りて曰く、「公はこれ韓伯休か。なんぞ二価せざるや。」と。康歎じて曰く、「我本より名を避けんと欲したるに、今小女子すら皆な我あるを知る。何すれぞ薬を用いん。」と。乃ち遷げて霸陵の山中に入る。

とある。韓康は霸陵のあたりで自らの採った薬草を長安まで売りに来ていたのだが、もとより名を避けるためであった。彼は恐らく店舗を持たずに市の片隅で薬を売っていたのだろうが、値引をしないので却って有名になってしまったのである。市は物売りの掛声のみならず、少しでも安く買おうとする客の声もにぎやかな、まさに喧噪の巷であった。

このように、常設市は専門の商人や手工業者のみならず「僮約」の便了や韓康の例に見られるように農民と言つてよい人々が、自己の販売したい物を携え、また自己の欲する物を求めて郊外から集まって来る場であった。郊外の農民にとっては、日常手に入れ易い品物は近くの定期市で、手に入れ難い品物は労をいとわずに都市まで出かけて行って手に入れる、という撰択がある程度可能であり、逆に売りたい品物がある場合にも同様であったと考えられる。第一章で述べた小市場圏は、農民や零細な商人、手工業者たちが、少しでも高く売り、安く買うために活躍する舞台であったともいえよう。漢代における貨幣経済の発展を底辺において支えていたのはこのような民衆だったのである。本節では直接取り上げられなかったが、司馬遷が活写した様々な貨殖家たちの活動も、このような経済活動の延長上に位置づけられるのではないだろうか。

では、市を中心とした経済活動に対して、国家はどのような規制を加えていたのだろうか。

### (3) 国家の規制

都市周辺の常設市は、様々な定期市に比べてはるかに強い国家の規制を受けていたことは先にも触れたが、次にその内容を具体的に検討してみよう。これについては前掲影山剛氏や西嶋定生氏など先学の様々な視点からの指摘があるが、ここでは本稿の主題に沿って、市そのものに対する規制を中心に考察することにした。以下、市に対する国家の規制をまとめて列挙する。

① 場所・時間の規制 前述したように、市を牆壁で囲い込み、商品ごとに分れた列肆や隘を整然と配置して市楼から監視する漢代の市制は、市に対する場所の規制にあたる。ただし、市の立つ場所は条件によって様々であり、国家が場所を選定して開設した市は、都市の造営などに伴って計画的に設けられた市に典型的に見られるものの、すべての常設市にあてはまるとは限らない。時間の規制は、市楼から市の開閉が告げられ、門が開閉されることに見られる。<sup>⑩</sup>

② 治安の維持 財貨の集まる市では治安の維持が重要な問題である。盗難や喧嘩沙汰の取り締りは市吏の重要な任務だったと思われる。<sup>⑪</sup> 定期市ではこの任に亭吏があたったと考えられることは前章で論じたとおり。

③ 価格の管理 『周礼』天官小宰、「七に曰く、売買を聴すに質劑を以てす」の条の注に、「鄭司農云く、……質劑は市中の平賣を謂う。今時の月平は是なり。」とある。「月平」とは、同じく地官質人注の鄭司農の説に「質劑は月ごとの平賣なり」とあるので、月ごとの平賣を指すことがわかる。これは西嶋定生氏の指摘する如く、月ごとに官が標準価格を定めたものである。<sup>⑫</sup> 特に穀物の価格には為政者の注意が払われていたが、<sup>⑬</sup> 価格の統制が困難だったことは、武帝時代の均輸・平準や宣帝時代の常平倉の例を見れば明らかである。「市に二価なし」が国家の理想であったとしても、<sup>⑭</sup> 前引韓康の事例にあるように、市での具体的な売買の価格は売り手と買い手との交渉で決められるのであり、官の定める標準価格がどこまで守られたかは疑問である。

④ 交換手段と度量衡の管理 漢代の市における交換手段の代表は国家の発行する貨幣であるが、幣制の変化が市での取引に大混乱をもたらしたことは『史記』平準書や『漢書』食貨志下に多くの例がある。幣制改革は市のみを対象とするものではもちろんないが、その影響を最も被ったのは市である。しかし漢代に市において交換手段として機能したのは青銅貨幣だけではなく、布帛をもあげなければならぬ。元帝時代に作られた『急就篇』に「貨に資りて贏りたるを市に匹幅全し。」とあり、売買に用いられる布帛には国家の定める規格があったことがわかる。その規格は幅一尺二寸、長さ四丈を一匹と定められていたらしい。また、同じく『急就篇』の後文に「量・丈・尺・寸・斤・両・銖、取受・付予に相い因み縁る」とあり、度量衡の管理が取引の公正を図る上で重要だったことがわかる。

⑤ 徴税と営業登録 市で行われる商行為には税が課せられ、「市租」と呼ばれたが、徴収の方法には二種類あったようである。その一つは販売額に依じてその都度徴収する方法である。前にも引いた武威出土の「玉杖」簡には、玉杖を授けられた老人には「市に賈するも租する母れ。」という特権が与えられていた。このような老人が皆な商人だったとは考えられないから、ここで免除される租は臨時に市で行われる物品の販売額に課せられた税でなければならぬ。また後漢の和帝、永元六年三月の詔に、流民を対象として「其れ販売する者あれば租税を出さしむる勿れ。」（『後漢書』和帝紀）とあるが、この場合は流偶先で「売り食い」の状態に陥った流民の保護策である。本来の制度としては市で物品を販売すれば必ず課税されることを原則としたと考えられ、例外規定を設けなければ流民にも課税されたのである。いま一つの課税方法は「占租」、すなわち自己の売上げなどを一括して申告、納税する方法である。これについてはすでに平中荅次氏の詳細な研究があり、ここで多くをつけ加える必要はない。この「占租」を行う商人などは市（恐らくは常設市）の役所に営業登録を行う定めであり、これが市の戸籍である「市籍」と呼ばれた。このような二種類の課税方法は、前述の画像埴に見られた二種類の営業形態にほぼ対応しているように思われる。すなわち、特定の店舗に定着して営業する商人は市に営業登録を行い、売上などを一括して申告納税し、路上で臨時に売買する不特定の人々には取引単位の課税が行なわれたの

ではないだろうか。定期市では後者の方法による徴税が行われたと思われる。推測の域を出ないが、私見として記しておく。また、申告による納税に不正が多く、告緡の制のように密告に頼らなければ商人の脱税を防げなかったことも特記しなければならぬ。

⑥ 商人の統制 「占租」と結びついた市籍の制度は、商人に対する身分統制にも利用されたことはよく知られている。この時代の国家と商業の関係を探る上で重要な問題であるが、本稿の扱い得る範囲をはるかに超えるので、後日の課題としておくことにしたい。

最後に、直接国家の規制には属さないが、市が国家によって公開処刑や重要な布告の掲示の場所としても利用されたことを付け加える必要がある。棄市の刑については暹錯の例を始め多くの例がある。また、居延や敦煌から出土した木簡にしばしば、官の布告を市などに掲示するよう指示されている。これらの例は、市が都市において公共の広場としての役割を担っていたこと、そして国家もこれを行政的に利用していたことを示している。

以上六項目について市に対する国家の規制を取り上げたが、その多くは国家が公権力として市の秩序の安定を図る市場管理であり、その上に抑商政策が重なり合っていたと言えるだろう。特に準貨幣としての布帛の重視や価格統制の志向は、市に集まる農民への配慮と商人への警戒を示している。しかし現実には、市には不特定多数の農民や商人が絶えず出入りしており、厳格な統制や一方的な法的規制は困難だったように思われる。市の行政を担当する市吏たちは、よほどの廉吏でもない限り、有力な商人や任侠のボスといった民間の勢力との協力と馴れ合いの微妙な一線を揺れ動いていたと見るべきであろう。武帝時代の告緡など、酷吏による露骨な弾圧ともいえる抑商政策の強化は、市の行政の置かれていたこのような状況を打破するためのものと言えるかも知れない。

ところで、以上述べてきた漢代の市制については、しばしば唐代の市制との類似が指摘されてきた。確かに、『大唐六典』などに見られる唐代の制度は、こと市の内部に関する限り漢代のそれと共通する点が多くあり、本稿でも唐制を理解



の一助としたのであるが、漢代の市制にはこの時代特有の側面はないのだろうか。

前掲の影山剛氏や西嶋定生氏は、漢と唐の市制の違いを、漢代には都市の城外にも市が見られるのに対し、唐代には原則として都市の城内に限られる点に求めている。しかし両氏の論では、結果的に漢代の城外の市は例外的に扱われるにとどまり、漢と唐の市制の持つ行政の論理の違いは不明確なままである。また、両氏の論は常設市に限られ、定期市には及んでいない。そこで、漢代の市制が行政の体系の中にどのように位置づけられるかを次に検討してみたい。

漢代の市制について最初に気づく特色は、常設市と定期市を統轄する官の違いである。前にも指摘したように、都市とその周辺の常設市には専門の機構と市吏が置かれ、一市を行政的に把握、管理していた。これに対して郊外の定期市では亭吏がその任にあたったと考えられる。この点で、漢代の市制は市の性格によって二元的な様相を呈している。しかし、第一章で検討したように、定期市が次第に発展して常設化され、その段階で國家の規制が強化されるとすれば、この両者を行政面から統一的に把握することができたと考える必要がある。

ここで再び定期市の立地条件に立ち戻って検討しよう。第一章で紹介した定期市の事例は、その多くが亭において立つという点で共通していた。これは定期市が交通の便のよい地点に立ち、その目安となるのが亭の存在だったことを示している。ところで地方行政機構において亭は官設の宿駅であると同時にその地域の治安を掌る役割を担っており、郷や里とは異なる性格を持っていたとされている<sup>②</sup>。定期市の立地条件として治安の安定をも考慮すれば、亭と定期市の地理的一致は偶然ではないと言えるだろう。さらに市はその本質上不特定多数の人の出入りを前提としており、これを行政的に把握しようとするれば、郷や里のように固定的な住民を把握する機構では不十分であろう。したがって、定期市の管理や警備に亭の機構が関与することはむしろ自然である。

とすれば、常設市の官制はいかに把握されるだろうか。常設市において市の管理にあたる役所は「旗亭」「都商亭」など「亭」をもって呼ばれた。これは「市楼」とも呼ばれ、高い望楼を備えた建物である。「亭」字の原義が望楼をもった

建物であるから、この命名は理解できる。しかしそれだけでなく、市吏たちの主要な任務の一つが市内の治安の維持であるという点で、この命名は単なる建物の名称以上の共通性があるといえよう。俞偉超氏の研究で名高い漢代の陶器に記された印文、すなわち陶文において、ある市を示す印は「某亭」とも記され、単に「市」や「亭」の一字で表わされることもある。俞氏はこの「亭」を市内の役所である「市亭」を指すと考えているが、このことは常設市の官署が広い意味で行政機構としての亭の一種と見なされ得たことを示しているように思われる。つまり、常設市の官署は市場の管理を専門とする亭として、郷―亭―里の行政機構から分化した特殊な亭だと考えられるのである。

このように考えれば、先に述べた市の行政の二元的な外見は解消され、都市の内外に分布する常設市や定期市が亭という地方行政機構のもとに一元的にカバーされ得ることが理解されよう。そして、漢代の常設市が都市の城内に限定されていないことが行政機構の面からも確かめられる。ここに、漢代の市制と唐代の市制の質的相違を見出すことができる。加藤繁氏の明らかにしたように、唐代の市制は都市内の坊制に立脚しており、坊制の崩壊とともに消滅したのに対し、漢代のそれは都市の内外を問わず亭の制度に立脚していたのである。この背景には、漢と唐との間に横たわる聚落形態の変遷があることは改めて指摘するまでもない。

では、亭制に立脚した漢代の市制はどのようにして形成されてきたのだろうか。次に春秋・戦国時代に遡って検討してみなければならない。

① 前掲「はじめに」注⑩参照。

② 『説文』十二上、閼字の段玉裁注。例えば四五頁史料⑤に見える「周環」は閼を指している。

③ 『漢書』卷二十四食貨志上、「開市肆以通之。」の顔注に「肆、列也。」とあり、同じく「小者坐列販売。」の顔注に「列者、若今市中売物行也。」とある。

④ 『洛陽伽藍記』卷二、城東龍華寺

陽渠北有建陽里。里有土台、高三丈、上作二精舍。趙逸云、「此台是中朝旗亭也。上有二層樓、懸鼓擊之、以罷市。」

また『大唐六典』卷二十、京都諸市令に、「凡市以日午、擊鼓三百聲、而衆以會、日入前七刻、擊鉦三百聲、而衆以散。」とあり、唐制も参考になる。

- ⑤ この場合、相如が手に入れたのが酒舎の不動産などを含むのか、それとも営業権を買ったにとどまるのかというところが問題である。官設の市の整然たる区画と建物の並び方から見て、市内の土地と建物は官の管理下にあったと考えるべきである。したがって司馬相如は酒舎の営業権を買ったのだと考えたい。
- ⑥ この「閭」字を「闕」字に改める説がある。その場合楊情は同じ里に住む長者ということになるが、陳奇猷の説に従い、「閭」字を改めずに読む。
- ⑦ 上田早苗「漢初における長者」(史林五五卷三号、一九七二)。
- ⑧ 『漢書』卷九二、游侠伝
- ⑨ 武威県博物館「武威新出土王杖詔令冊」(『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四)。
- ⑩ 『後漢書』列伝二二、孔奮伝によれば、建武八年(三二)前後に時天下擾乱、唯河西独安、而姑臧称为富邑。通貨羌胡、市日四合。每居累者、不盈数月辄致丰贖。
- ⑪ 一例をあげる。『漢書』卷七六、尹翁归伝  
是時大將軍霍光秉政、諸霍在平陽、奴客持刀兵、入市園麥、吏不能禁。及翁歸為市吏、莫敢犯者。公廉不受餽、百買畏之。
- ⑫ 西嶋定生『中国古代の社会と経済』(東大出版会、一九八一)一四三頁。
- ⑬ 佐藤武敏「前漢の穀価」(人文研究十八卷三号、一九六七)参照。  
また『漢書』卷七六、趙広漢伝に見える「鉤距の法」は、様々な物価の高低を知る方法であるが、それを見極めることが困難だったようである。
- ⑭ 『後漢書』列伝六九、儒林伝、宋登  
由是出為潁川太守。市無二價、道不捨遺。
- ⑮ 漢代の考え方で「食貨」の「貨」とは「布帛の衣るべき、及び金刀亀貝を謂う。財を分ち利を布め有無を通ずる所以の者」(『漢書』食貨志上)を指しており、貨幣とともに布帛が交換手段として重要と見做されていたことがわかる。
- ⑯ 『漢書』卷二四食貨志上に、太公の法として「布帛広二尺二寸為幅、長四丈為匹」とあるが、『儀礼』郷射礼鄭注に「今官布幅広二尺二寸。」とあるので、この規格は漢代に行なわれたものであろう。
- ⑰ 馬大英『漢代財政史』(中国財政経済出版社、一九八三)八四～八五頁参照。
- ⑱ 本章注⑨参照。また、「王杖」筋については大庭脩「漢代の決事比試論」(大庭氏前掲書)、滋賀秀三「武威出土王杖十簡の解釈と漢令の形態」(国家学会雑誌九十卷三・四号、一九七七)参照。
- ⑲ 平中岑次「漢代の營業と『占租』」(『中国古代の田制と税法』東洋史研究会、一九六七)。
- ⑳ 「はじめに」注②、⑤⑦の諸論文、また堀敏一「漢代の七科論とその起源」(駿台史学五七号、一九八二)参照。
- ㉑ 敦煌県文化館「敦煌酥油出土漢代烽燧遗址出土的木簡」(本章注②所引書)、81・D 38・11
- ㉒ 写影書到、各明白大扁書市里官所寺舍亭陰候中、令吏民尽訟知之。その他、居延漢簡一六・四Bも同例である。
- ㉓ 日比野丈夫「郷亭里についての研究」(『東洋史研究』四卷一・二号、一九五五)。
- ㉔ 『説文』五篇下  
亭、民所安定也。亭有楼。

② 俞偉超「漢代的『亭』『市』『陶文』」(文物一九六三・二)。市を「亭」

に詳しい。

と表わす印記は、漢代の陶文の他、漢代の漆器銘や秦代の陶文にも見

③ 加藤繁「唐宋時代の市」(支那經濟史考証)上巻所収。

られる。俞偉超・李家浩「馬王堆一号漢墓出土漆器制地語問題」(考

④ 宮崎市定「中国における聚落形体の変遷について——邑・国と郷・亭と村とに対する考察——」、「中国における村制の成立——古代帝國

古一九七五・一六)、袁仲「秦代的市、亭陶文」(考古与文物一九八〇

崩壊の側面——、「漢代の里制と唐代の坊制」(いずれも『アジア

一一)参照。最近の出土例については江村治樹「戦国新出土文字資料

史論考」中巻所収)参照。

概述」(戦国時代出土文物の研究)京大人文学科研究所、一九八五)

### 第三章 市制の歴史的展開

前章で考察した漢代の様々な市と常設市の国家的規制は、歴史的にどのような過程を経て成立したのだろうか。

原初形態の市は恐らく交易の発生とともに古いと考えられるが、現在それを探ることは不可能である。「市」字の初文は西周時代の金文、宣王期に属するとされる兮甲盤の銘に見られる。銘文中の「市」は淮夷などの周への貢納の集まる場所のようであるが、詳しいことは判らない。

各地で市についてある程度の具体的史料が得られるのは春秋時代になってからである。『春秋左氏伝』の記述から、各国の市をいくつかあげてみよう。

まず魯では、文公十八年(前六〇九)に文公が薨じた後、齊から嫁していた夫人姜氏が故国に帰された事件があった。その時姜氏は「将に行かんとして、哭して市を過り」、自己の不当な処遇を市人に訴えたと記されている。齊に旅立とうとして市を通ったのであるから、曲阜城内の主要な道路沿いに市があったことになる。市では商人を始め多くの人が居合わせてこの光景を目にしたために、この話が魯国全体に広まったのであろう。

さて、魯は続く宣公八年(前六〇二)に晋とともに秦を攻めたが、この時晋の都絳の市で、秦のスパイが公開処刑され、さらしものとなった。この例を始め屍を市にさらすことは各国でみられ、市で公開処刑が行われることがかなり古くから

あったことを示している。

『左伝』では、同じ宣公の十四年（前五九五）に宋が楚の使者を殺したが、この知らせが届くと、荘王は即座に復讐の兵をあげた。この時荘王はあまりに速く飛び出したので、劍や屨を持った従者があわてて後を追いかけて、車は宮殿の外、蒲胥の市でようやく追いついたという。楚都において、宮殿と城門の間の「蒲胥」なる地に市があったことが知られる。

この他、齊では晏子の宅が市の近くにあり、景公がこれを移そうとして果さなかったことが昭公三年（前五三九）に見える。齊にも人通りの多い市があったことは言うまでもない。

さて、以上触れた春秋時代の市は、いずれもわずかに存在が窺えるのみでその成り立ちなどはわからないが、鄭の市については比較的史料が多い。まず『左伝』莊公六年（前六六六）によれば、鄭には外城の純門と、懸門を施した内城の間「遼市」があった。<sup>⑤</sup>「遼」は道が交差して九達していることを指すから、杜預の注が説くように、郭内の道沿いに発達した市であろう。百余年後のことであるが、襄公三十年（前五四三）に鄭で伯有らの内乱が起ったが、國人に鎮圧されて伯有は「羊肆」に敗死したという。<sup>⑥</sup>鄭の市に羊肉を売る肆がすでにあったことがわかる。この市が前述の遼市と同じ市かどうか判断できないが、少なくとも鄭において市の内部がある程度組織化されていたことを示している。

この事件の後、昭公十六年（前五二六）に次のような記事がある。韓宣子は環を持っていたが、これと対をなす環が鄭の商人のもとにあった。宣子はこれを鄭伯に請うたが子産の反対で与えられず、商人から直接買い取ることにした。値段も決まってから、その商人が「お上に申し上げてからでないと品物は渡せない」と言うので、宣子は再び子産の所へ趣いた。子産はこう言って宣子を諫めた。

昔我が先君桓公は商人とともに皆な周より出づ。次を庸<sup>⑦</sup>つて比耦し、以て此の地を弑殺し、これが蓬蒿藜藿を斬りてともにこれに処る。世々盟誓ありて以て相信にするなり。曰く、「爾我に叛くなかれ。我強いて買うことなからん。勾奪すること或るなからん。爾に利市・宝賄あれども、我与り知るなからん。」と。この質誓を恃む。故によく相保ちて以て今に至る。今吾子好を以て来り辱

くすれども、弊邑に商人を強奪せよと謂わば、これ弊邑に盟誓に背くを教うるなり。なんぞ不可なるならんや。

この子産の言は、鄆における市の秩序が鄆の君主と商人の間で結ばれた盟誓によって保たれており、漢代のような法律による画一的な行政ではなかったことを示している。この盟誓の主体となった商人は、『左伝』僖公三三年（前六二七）に秦の侵入を鄆に知らせた商人弦高や、成公三年（前五八八）に荀罃を楚から連れ出そうとした鄆の賈人のように、周や晋、楚、斉を往来して宮殿にも出入りする大商人だったと思われる。各地の都市にあった市も、徴税などがなされはしただろうが、長年にわたる商慣習や伝統が尊重されていたのではないだろうか。

しかし春秋の末年になると、これらの商人の利益は権力者の恣意に脅かされるようになったことは韓宣子の例が証明している。またこのような事態は斉にも見られ、昭公二十年（前五二二）に晏子の言として権力者の妻妾が市の品物を勝手な値段で奪うが如く買っていたとされている。政治的混乱が続くにつれて、各地で市の伝統的秩序が乱されていたと考えられよう。しかし逆に、この混乱の中でこそ、斉の田氏が行なった「山木は市に如くも山に加え、魚塩蜃蛤は海に加えず」という人気取りが功を奏したとも言えるかも知れない。

以上、わずかな史料から窺われる春秋時代の市についてまとめてみよう。春秋時代には、各国の都城の郭内に市があり、ある程度組織的に運営されていたようであるが、国家的行政機構といえるものはまだ見られない。また、城外や郊外に市が立ったかどうかは史料がないため確認できない。各都市間を往来する商人は存在していたが、市場圏といえるものが形成されていたとは言えないようである。漢代の制度とはかなりの径庭がある。

戦国時代の初めになると、韓・魏・魏・趙・田斉のように新たな支配者が各地に割拠するようになるが、そのうち最も強勢を誇ったのは魏の文侯であった。彼はしきりに賢者の登用を図ったが、その中に段干木なる人物がいる。彼は子夏の弟子だった『史記』儒林列伝が、『呂氏春秋』尊師篇等によれば「晋国の大駟」であった。許慎によれば「駟」とは「市儈」を指す。「儈」とは「一家の交易を合会する」業務を謂う。つまり段干木は売買の仲立などをする一種のブローカーの大

物であったと見られる。これは「駟儉」<sup>⑭</sup>の初出事例であり、この時代の商業活動の発展を示している。またこの時期に、陶朱公や計然、白圭といった政商が君主に登用され、自己の営利感覚を積極的に国の財政に生かしている点も注目される。<sup>⑮</sup> 各国の富国強兵策において、富国の術は農業の振興のみならず商業に対する政策も含んでいたのである。

このような変化の根柢には、農業生産の発展と人口の増加による商業の発展、さらに大規模な都市の発達があった。各国の政治的拠点となった臨淄や邯鄲を始めとする都市には官吏や兵士を始め多くの消費人口と財貨が集中し、それに伴って市も発達した。この過程は夙に宮崎市定氏の説いた所である。<sup>⑯</sup> 支配者にとって、徴発などの手段によらず、自ら商人のもたらず財貨は国を富ますことに直結するものであったし、関市の税收も財政的に重要な位置を占めるようになった。<sup>⑰</sup> 市を国家が管理し、価格の安定化や治安の維持、徴税を行ない、また良質な貨幣を発行することはその点で重要な行政的課題となったであろう。『孟子』梁恵王上に言う如く、王が仁政を施せば、「商賈は皆な王の市に蔵せんと欲し、行旅は皆な王の塗に出んと欲す」<sup>⑱</sup>ることが期待された。この時代の都市と商業の発達が、国家の市制と交通網の整備を促したと言えるだろう。

この過程で、春秋時代には見られなかった市吏たちが文献史料にも登場するようになる。田単は前二八四年ごろに臨淄の市掾であったし、『韓非子』内儲説上によれば、県令であった龐敬は「市者」の不正防止に一計を案じ、商の太宰は市の南門の外に集まっている牛車の整理を「市吏」に命じるなど、戦国時代の後期には各国で市制の整備と官僚的組織化が進んだことを示している。

また、交通網の整備には、道路の整備のみならず通行の安全の確保も含まなければならない。今や戦国の君主たちにとって、都市のみならず自己の領域全体の効果的秩序維持が課題となるのである。ここに、行政機構としての亭制の整備と富国策の一環としての市制の整備が結びつく必然性が見出される。史料的には確かめられないが、このころには街道筋の亭に市が立つことも見られたと思われる。

しかし、戦国時代の亭は単なる行政機構ではなかった。敵軍の襲来を察知すれば、速やかに的確な情報を後方に伝達し、防禦体制を整える軍事的監哨基地としての役割を担っており、韓では全兵力のかんりの部分はこのような「亭鄣」の守備兵だったとされている。<sup>②③</sup> 軍事的に見れば、亭は前線から後方の拠点となる都市へと求心的に収束する通信網でもあった。亭制の整備は国家の強兵策とも強く結びついていたのである。

さらに戦国後期には、都市の軍事的評価において、城壁や軍備のみならず、市に代表される経済的条件が重視されるようになっていった。有名な長平の戦い(前二六〇)の発端となった韓の上党郡の帰属問題で、韓の上党郡守馮亭の使者は上党郡に「城市の邑十七」があるとしているし、趙が齊に済水の東の領地を割譲した際にも、その内訳は「済東の三城、令盧・高唐・平原の陵地の城市の邑五十七」であった。<sup>④⑤</sup> ここに見える「城市の邑」は城壁と市をもった邑を意味している。特に後者の例では、令盧・高唐・平原の三大県と、その周辺の小都市とが分けて記されており、都市の格付けがなされている。このことをもって明確に表しているのが、馬王堆帛書の「戦国縦横家書」に見える次のような記述である。秦が郡陵を攻め落とそうとしていた時、魏では楚に救援を求める動きがあったが、一人の游説家がそれに反対し、魏が自力で秦に抵抗することを勧めた。

曰く、「梁の東地は尚お方五百余里、而して梁の千丈の城、万家の邑とともに、大県十七、小県の市ある者卅有余。將軍皆な県を  
して急々に守備を為し、賢者を譏斥してこれをして堅守せしめ、將に以て亡ぶるを救わん。……」と。<sup>⑥</sup>

ここでは首都大梁とともに大県、小県の市のあるもの、という格付けがなされている。つまり、城の評価を市の有無が左右していたのである。さらに、『墨子』雜守篇によれば、市が城外の遠くにある場合は、包圍攻撃に耐えられないとされていた。<sup>⑦</sup> このことは、軍事的な条件から造られる城壁と、経済的条件から発達する市とが必ずしも一致しないことを意味している。すなわち、城壁があっても市のない邑や、市があっても城外の離れた地点にある邑など、様々な邑の中で、特に「城市の邑」が重視されたのである。「城市の邑」とは、軍事的利点と経済的利点を兼ね備えた都市であった。ここか



ら推測すれば、都市周辺に発達した市が、城壁の新造や修築・拡張に伴って、城内に囲い込まれることもあったのではないだろうか。

このように戦国後期に市の有無が重視されるようになった背景には、戦争の大規模化と長期化、攻城戦の激化があった。『戦国策』斉策五に、蘇秦が斉の閔王に、戦争がいかに財貨を浪費するかを説くくだりがある。

戦は国の残なり。而して都県の費なり。残費已に先んずれども、よく諸侯を従える者は寡し。彼の戦なる者の残を為すや、士は戦を聞けば則ち私財を輸して車市を富ます。飲食を輸して死士を待ち、轅を折りてこれを炊き、牛を殺して士を觴せしむ。則ちこれ路君の道なり。……通都小県は社を置き、市あるの邑は事を止めて王に奉ぜざるなし。則ちこれを虚しうするの計なり。

ここで注目すべきなのは、戦争の準備に果す市の役割である。「事を止めて王に奉ずる」とは、通常の業務を中断して王のために臨時の徴税や物資調達を行なうことを意味しよう。その際には、『墨子』雜守篇や号令篇に見られるように、「平価」による強制買上げがなされたと思われる。

筆者は前稿において、戦国後期の都市に置かれた財政機構を論じ、中原の軍事的な拠点となる都市の内部に府・庫・倉といった財政機構が置かれて重視されたばかりでなく、漢代の財政機構にも結びつく要素が見られることを指摘した。さらに府の機構が貨幣経済と強く結びついていたことを推測したが、今このことを市制と亭制の発展からも確かめることができる。また、戦国後期の都市の軍事的、経済的条件として堅固な城壁と武器、食料の備え、金銭の蓄藏などの他、市の存在をもつけ加える必要がある。このような都市は城砦として孤立しているのではなく、周辺の地域全体の中心であり、組織的に設けられた亭鄣網の中核であった。さらに、郊外に散在する小規模な市や定期市が亭の組織によって把握されることによって、都市内の市を中心とする市場圏において流通する物資が軍事的・財政的に利用されるようになる。戦国時代の都市の発展は、地域の政治的・軍事的中心となる都市は、経済的にも地域の中心として機能するようになる。戦国時代の都市の発展は、専制国家の発展と深い関連があったのである。では次に、戦国時代の市制がどのように漢代に受けつがれたかを見てみよう。

う。

戦国末から統一秦にかけての市制については、雲夢秦簡の秦律十八種などに資料が散見する。このころの秦では、すでに咸陽や成都などの都市にも城内に市があり、闕閭や列肆の制が敷かれていた。秦簡の司空律によれば

春城旦の出でて驟する者、敢えて市に之き、及び闕の外に留舎するなかれ。当に市中に行くべき者は回りて行くなかれ。<sup>⑩</sup>

とあり、強制労働に服する刑徒を引率して行く場合、その道すじに市があれば回り道をして避けて通ることが定められている。市には闕があったから、ここで想定されている市は闕閭に囲まれ、官の管理する常設市であると見られる。市中では列肆の商人が「列伍」に編成され、売買する品物には値札のようなものを付けることになっていた。<sup>⑪</sup>そして市中で用いられる銭は美悪様々であり、布と銭が併用されていたようである。<sup>⑫</sup>布は幅と長さに規格が設けられ、銭十一が一布にあたとされていた。<sup>⑬</sup>秦律に定められた罰金などに十一の倍数が多いことは、貨幣の中心が銭よりもむしろ布だったことを示している。<sup>⑭</sup>さらに「封診式」によれば、「市の正価で」奴隸を民間から買い上げることになっており、市での価格が官に把握されていたことがわかる。市吏についてははっきりした規定が見出されないが、闕市律に

作務及び官府の市を為すに、銭を受くれば必ず輒ち其の銭を脩中に入れ、市者をして其の入を見しめよ。<sup>⑮</sup>  
とあり、収入をチェックする「市者」が市吏の一種ではないかと思われる。

また商人の統制については、秦簡「為吏之道」の中に引用される「魏の戸律」と「魏の奔命律」に、「段門逆旅・贅胥後父」を一般の農民と差別し、戦場では特に危険な任務につかせることが定められている。<sup>⑯</sup>「段門逆旅」とは、一所に定住して農作をしない行商人などを指すと思われるから、この規定は漢代、七科謫などに見られる、市籍にある者への差別と統制につながるものであろう。秦の官吏の心得集である「為吏之道」に魏律が引用され、また始皇帝時代に七科謫に似た懲罰的動員がなされていることから考えて、秦代にはすでに市籍が商買に対する差別戸籍の役割を果していたと考えられる。

以上、断片的な資料を総合すると、統一前後の秦の市制はほぼ漢代のそれと変りないように思われる。少なくとも漢代の直接の源流は秦制にあったとしてよいだろう。したがって、漢代の市制は、戦国時代、恐らく前四世紀ごろから各国で形成され始め、秦の統一前後にはほぼ大枠は固まっていたと考えられる。この市制の整備は、戦国時代の都市と商工業の発達という経済的要因に加えて、徴税や物資調達が必要といった国家の財政的要因、さらに抑商政策のような政治的要因が様々に絡りあって推し進めてきたものであった。この過程で、都市は政治的・軍事的拠点としての性格に加えて新たに地域の経済的中心としての役割を担うに至った。都市の防衛網としての亭が市のネットワークと重なりあうという現象はこのような都市の変貌と結びついているのである。

このような市制の発展過程を巨視的に図式化して把握すれば、春秋時代までの、盟誓と伝統に基く支配から、戦国時代の恐らく前四世紀ごろを画期とする成文法と官僚機構による専制的支配へ、という流れを見ることができるといえる。すなわち、市制の発展の中にも、専制国家権力の成長期であるこの時代の流れが反映していたのである。

- ① 白川静『金文通釈』卷三下参照。
- ② 例えば『左伝』襄公二八年、斉において「以其楅枥、崔杼於市」という例がある。
- ③ 『左伝』莊公二八年  
秋(楚令尹)子元以車六百乘伐鄭、入于栢柵之門。……衆車入自純門、及遠市。懸門不発、楚言而出。  
(杜注)純門、鄭外郭門也。遠市、郭内道上市。
- ④ 『爾雅』積宮「九遠謂之遠」。郭璞注「四道交出、復有旁通。」
- ⑤ 『左伝』襄公三十年七月  
癸丑(伯有)自墓門之澗入、因馬師顔、介于襄庫、以伐旧北門。顔帶率圍人、以伐之。……伯有死於羊肆。
- ⑥ 同、僖公三三年  
春、秦師過周北門。……及滑。鄭商人弦高將市於周。遇之、以乘韋先牛十二、犒師。……且使遽告于鄭。
- ⑦ 同、成公三年  
荀偃之在楚也、鄭賈人有將實諸楮中、以出。既謀之未行。而楚人歸之。賈人如晉。荀偃善視、如突而已。賈人曰、「吾無其功。敢有其美乎。……」遂適齊。
- ⑧ 『左伝』には直接市租に触れた記述がないが、文公十一年に「初宋武公之世、……宋公於是以門賞彫班、使食其征。」杜注「門、闕門也。征、税也。」とあり、闕税はすでにあったようである。何らかの市税も存在したと思われる。
- ⑨ 『左伝』昭公二十年  
晏子曰、「……内寵之妾、肆奪於市、外寵之臣、僭令於鄙。」

⑩ 『左伝』昭公三年、晏子の言。

⑪ この他、『淮南子』汜論訓にも見える。

⑫ 『御覽』卷八二八引『淮南子』許慎注。

⑬ 『漢書』卷九一、貨殖伝、顔注。

⑭ 『史記』卷二二九、貨殖列伝「子代金錢千貫、節顯會」。

⑮ 同

昔者、越王句踐困於会稽之上、乃用范蠡、計然。計然曰、「……則農未俱利、平糶齊物、閔市不之、治國之道也。……」修之十年、國富。范蠡既雲会稽之恥、乃喟然而歎曰、「計然之策七、越用其五而得意。既已施於國、吾欲用之家。」……之陶為朱公。……故言富者皆稱陶朱公。

白圭、周人也。当魏文侯時、李克務尽地力、而白圭築觀時麥、故人弃我取、人取我与。

白圭は『孟子』告子下にも登場し、租税の率をめぐって孟子と論争している。白圭も魏の財政に登用されたのだと考えたい。

⑯ 宮崎市定「戦国時代の都市」、『アジア史論考』中巻、朝日新聞社、一九七六所収)

⑰ 『管子』小匡

今夫商鞅萃而州处、服凶劓、審困麥、察其四時、而監其郷之貨、以知其市之賈、負任担荷、服牛輅馬、以周四方。……是以羽旄不求而至、竹箭有余於國。

⑱ 『墨子』貴義篇

子墨子曰、商人之四方、市賈倍徙。雖有閔梁之難、盜賊之危、必為之。

商人にとっては、関税などは盗賊と同様の災難だったことがわかる。

⑲ 『史記』卷八二、本伝

⑳ 『韓非子』内儲説上

説五、麗敬、保令也。遊市者行、而召公大夫而還之、立有問、無以詔之、卒遊行。市者以為令与公大夫有言、不相信、以至無茲。

㉑ 同

南太宰使小庶子之市、顯反而問之曰、「何見於市。」……対曰、「市南門之外、甚衆牛車、僅可以行耳。」太宰……因召市吏而謂之曰、「市門之外、何多牛屎。」市吏甚怪太宰知之疾也。乃悚懼其所也。

㉒ 『墨子』雜守篇第七十一

諸外道可要塞以難寇、其甚害者為築三亭、亭三隅、織女之、令能相救。諸距阜・山林・澁澁・丘陵・阡陌・郭門若閭衛、可要塞及為徽駭、可以迹知往來者少多、及所伏蔽之処。

築郵亭者、圍之、高三丈以上、令倚殺。……亭一鼓、麗窺。寇烽・驚烽・乱烽・伝火、以次応之、至主國止。

このような亭際のシステムは漢代では居延付近に典型的に見られるが、戦国時代には広く内地にも分布していたと考えられる。

㉓ 『戦国策』韓策一

張儀為秦運横説韓王曰、「……料大王之卒、悉之不過三十万、而賂徒負資在其中矣。為除守微亭郵塞、見卒不過二十万而已矣。……」

㉔ 『史記』卷四三、趙世家、孝成王四年

韓氏上党守馮亭使者至曰、「韓不能守上党、入之於秦。其吏民皆安為趙、不欲為秦。有城市邑十七、願再拜入之趙、財王所以賜吏民。」

㉕ 『戦国策』趙策四

燕封宋人柴翁為高陽君、使將而攻趙。趙王因割濟東三城、令盛・高唐・平原陸地、城市邑五十七、命以号号。

㉖ 『馬王堆帛書』參、戦国縦横家書、二八三～二八八行、「見田葬於梁南章」。

㉗ 『墨子』雜守篇

子墨子曰、凡不守者有五。城大人少、一不守也。城小人衆、二不守

也。人衆食寡、三不守也。市去城遠、四不守也。畜積在外、富人在處、五不守也。

②⑧ 臨沂銀雀山漢墓出土の木簡に、「守法、要言、庫法、王兵、市法、守令……(中略)……凡十三」と記したものである。『管子』、『尉繚子』、『墨子』など諸子の兵法を扱った部分を集めた書籍の標題目録である。この中で「市法」篇の残簡と思われるものに次のように記されている(引用中カッコ内は通行字体に直したもの。番号は原簡番号を示す)。

③⑧ ……吏者具、乃為市之広狭(狭)小大之度、令必兩(稱)邑。便利其出入之門、百化(貨)財物利之。市必居邑③⑧之中、令諸侯、外民來者毋(遠?)□□□……

これによれば、邑にはその規模に見合った大きさの市がなければならず、さらにその市は必ず城内に置かれ、門などを設けて官が管理すべきものであった。このような考え方は注②に引いた『墨子』雜守篇の内容と表裏をなしている。また「市法」篇が一連の兵書の抜き書きの中に含まれていることは、この書籍が筆写された時期まで、市の存在が都市の軍事的条件を左右すると考えられていたことの証左となろう。銀雀山漢墓竹簡整理小組「銀雀山竹書『守法』、『守令』等十三篇」(文物一九八五—四)参照。

②⑨ 『墨子』号令篇

収粟米・布帛・金錢、出内畜産、皆為平直其買、与主券人書之。事已、皆各以其買倍償之。又用其買賈賤多少賜賚、欲為吏者許之。

同、雜守篇

民獻粟米・布帛・金錢・牛馬・畜産、皆為直平賈券主券、書之。

③⑩ 拙稿「戦国時代の府・庫について」(東洋史研究四三卷一、一八四—四)。

③⑪ 『史記』卷八五、呂不韋列伝

呂不韋乃使其客人人著所聞、……号曰呂氏春秋。布咸陽市門、懸千金其上、延諸侯游士賓客有能增損一字者、予千金。

『華陽國志』卷三、蜀志

(秦) 惠王二十七年、(張) 儀与若城成都。……脩整里閭、市張列肆、与咸陽同制。

③② 雲夢秦簡、秦律十八種一四八—一四九簡、『睡虎地秦墓竹簡』(以下釈文と略称)八九—九〇頁。

③③ 同、秦律十八種六八簡、釈文五七頁

賈市居列者、及官府之吏、毋敢挾行錢、布。挾行錢、布者、列伍長弗告、吏循之不謹、皆有罪。 金布

③④ 同六九簡、釈文五七頁

有賈及売也、各嬰其買。小物不能各一錢者、勿嬰。 金布

③⑤ 同六五簡、釈文五五頁

百姓市用錢、美惡雜之、勿敢異。 金布

③⑥ 本章注②参照。

③⑦ 同六六簡、釈文五六頁。

布袤八尺、幅広二尺五寸。布惡、其広袤不如式者、不行。 金布

③⑧ 同六七簡、釈文五六頁

錢十一当一布。其出入錢以当金・布、以律。 金布

③⑨ 趙德馨・周秀燾「関于布幣的三個問題」(社会科学戰線一九八〇—四)参照。

③⑩ 雲夢秦簡、封診式四〇—四四簡、釈文二五九頁、告臣

令少内某・佐某以市正賈賈丙丞某前。丙中人、賈若干錢。

③⑪ 同、秦律十八種九七簡、釈文六八頁。また本章注②参照。

③⑫ 同、為吏之道、釈文二九二—二九五頁

③⑬ 廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、告相邦。……自今以來、殿門逆呂、贅增後父、勿令為戶、勿鼠田宇。三世之後、欲士士之、乃署其籍曰、

「故某慮贅其叟之乃孫。」魏戸律

蒙。魏奔命律

①廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、告將軍。段門逆闕、贅其後父、或衛民不作、不治室屋、寡人不欲。且殺之、不忍其宗族昆弟。今遣從軍、將軍勿恤視。享牛食士、賜之參飯而勿鼠糞。攻城用其不足、將軍以理

②楊禾丁「段門」与「監門」(中華文史論叢一九八三—三) 参照。  
③第二章注⑩、堀論文参照。

## おわりに

以上、三章にわたって漢代の市とその歴史的沿革を論じてきたが、最後に所論を要約しながら中国古代の市の特色を考えてみたい。

市は官庁や宮殿、官倉など国家の財政支出や官僚を始めとする都市住民の消費支出の集中する場所、また街道の交差点や橋といった交通の要所などに発達した。それぞれ固有の起源と立地条件を持っており、その場所は必ずしも都市の城内に限られず、城郭の門外や郊外にも発達した。これらの市の中には大小様々な常設市の他、都市から比較的離れた地点に散在する聚落に定期市が立つこともあった。経済的条件の変化によっては新たな市が発生したり、定期市が常設市に発展したりという変化も見られる。こうして都市と都市、また都市と周辺の農民的聚落が大小の市のネットワークで結ばれ、都市の消費人口が支えられていたと考えられる。

このような市は、都市造営の際に設けられた官設の市では当初から、また遅れて次第に発達した市では恐らく常設市となった段階で、国家の強い管理と支配を受け、周囲を闕圍で囲み、市亭が設けられるなど、画一的な行政の対象となったと思われる。換言すれば、市が国家によって囲い込まれるのである。この段階で市は国家によって秩序維持、場所や時間の規制、徴税などが行なわれ、都市においては公共の広場として、またしばしば抑商政策の舞台としても機能した。このような市においては、任俠などが一種の世話役として機能することはあったにせよ、商人等の自治組織は見られず、また市場聚落が顕著に発展する例も見あたらない。この点で、市は国家の都市行政に従属的であったと言える。また、農村

的な定期市も、常設市ほど強くはないが、亭吏などの監視と警備を受けており、やはり行政的把握の対象となっていたと考えられる。市の行政は機構的には亭の制度の上に立脚していたと考えられ、常設市に置かれた役所も特殊な亭として扱えられた。従って漢代の市の機構は都市の内外を問わず広がり得たのであり、また郡県制行政機構の中に包摂され得るものであった。この点で、都城内の坊制に立脚する唐代の市制と質的に異っている。

このような市制は、春秋時代にはすでに端緒が見られるが、春秋時代には市や商業の秩序は君主と大商人たちとの間の盟誓によって維持されていたと思われる。これが成文法に基く官僚組織による管理と支配に発展したのは戦国時代に都市と商業の発展が顕著となつてからである。列国の富国強兵策の下で市制は次第に整えられていったが、戦争の大規模化、長期化が進むにつれて、軍事的拠点となる都市の経済的条件、特に市の存在が重視されるに至つた。この過程で都市の市を中心とする地域的市場圏は、亭に代表される軍事的哨戒網によってカバーされるようになったと考えられる。戦国時代の市制の発展は、都市を中心とした軍事的行政機構の発展と結びついていた。また、この過程で市のない邑や市が城外にある邑など、バラエティに富んだ邑が次第に画一化され、城内に市を具えた典型的な地方都市が出現していったと考えられる。秦の全国統一前後には漢代の市制とほぼ同様の市制が全国的に行なわれたようである。

小稿では以上のように都市の問題と結びつけて市制を整理したが、残された課題は多い。商業の展開をさらに詳しく知るためには、市だけでなく商人と商業の具体的な分析が不可欠である。また戦国時代の特殊な条件のもとに発展した市制そのものが漢代にたどった変遷を検討することはできなかったが、これについては商工業や財政の問題だけでなく中国における古代的都市の成長と衰退とを跡づける作業にもつながるだろう。小稿はもとよりこれらの大きな課題に振りかざした蟻螂の斧に過ぎない。

## The Markets in Han 漢 Period

by

Yasuo Sahara

The markets in Han period were developed in such places where expense in government (i.e. government office, palace and official storehouse) was made, and at the centre of consumption of beaurocrats or other inhabitants in cities and points of traffic importance (i. e. crossroad and bridges). These urban markets had their own origins and local conditions. In those days fairs were regularly established in some villages scattered around city walls. Thus, economic relations were made between one city and another or between cities and villages around them.

These markets and fairs were controlled by government, and their administrative organization was based on *ting* 亭 system. In this point, the administrative system of markets in Han period was essentially different from that in Tang 唐 period. And their organization was gradually established under the policy which was promoted to strengthen and grow rich the country, and finally became to be made much of as a part of municipal regime in Warring States period.

So markets in Han period are closely connected with the development of cities in Warring-States period.

## The Confederate Catholics' View on the Irish Parliament during the English Revolution

by

Tadashi Yamamoto

The recent study emphasizes that the Confederate Catholics of Ireland, the organization of the catholics in 1640s played an initial role in the movement of the parliamentary independence in Ireland. Some historians even point out that Molyneux and Swift who were